日教振第60号平成30年6月19日

各日本語教育機関 設置代表者 殿

一般財団法人 日本語教育振興協会 理事長 佐藤 次郎

平成30年度日本語教育機関のための第三者評価受審の御案内について

平素は、日本語教育振興協会の事業に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「日本語教育機関の告示基準」により昨年から日本語教育機関の自己点 検・評価の実施と実施結果の公表が義務化され、貴機関におかれましても自己点 検・評価の実施中あるいはすでに完了されていることと存じます。

各機関が多大なる労力をかけて実施した自己点検・評価の結果について、対外的に信頼性を得るためには、利害関係を持たない複数の専門家が確認し評価することが有効です。そのため日振協では平成27年度から第三者評価制度を定めて実施しており、これまでに4機関が受審して評価を受けています。

このたび、評価の対象範囲を見直し、現在当協会の維持会員でない告示校(留学生受入れ3年以上の実績のある日本語教育機関)にも維持会員になっていただくために、受審できることとしました。

この第三者評価を受けることにより、貴機関が、一歩進んだ教育の質を有し、より信頼できる日本語教育機関であることを対外的に示すことができるものと考えております。

つきましては,本年度において第三者評価を是非受審していただきたく,下記 を御覧のうえ,申請手続をしていただけますよう御案内申し上げます。

- 1. 対象となる日本語教育機関
  - (1) 日振協維持会員校
  - (2) かつて日振協の維持会員校で、新たに日振協維持会員校となり、第三者評価を受けることを希望する日本語教育機関
  - (3) 告示後、留学生受入れ事業に 3 年以上の実績のある日本語教育機関で、新たに日振協維持会員校となるために、第三者評価を受けることを希望する日本語教育機関

## 2. 提出書類

- (1) 日本語教育機関第三者評価申請書(新規・更新)受付用紙 ※送金通知書写しを添付
- (2) 日本語教育機関第三者評価新規・更新申請書
- (3) 日本語教育機関第三者評価実施要項(平成30年度版)

別紙 3 自己点検·評価報告書

別添 「告示基準」適合状況点検表

別紙 教員一覧

- ※ ただし、本資料のみパスワードを利用した暗号メールで送信してください。
- (4) 添付(根拠)資料 (評価の根拠となる資料)

※添付(根拠)資料の副本は貴機関において保管してください(実地審査時に使用)。 ※添付(根拠)資料で, 貴機関の機密情報や個人情報を含むものは実地審査で確認しますので, 提出していただかなくても結構です。

- 3. 申請提出期限
  - · 平成 30 年 9 月 21 日(金)
- 4. 評価料
  - (1) 維持会員校 350,000円(上記1.(1),(2))
  - (2) 非維持会員校 700,000円(上記1.(3))
- 5. 評価関係資料
  - (1) 日本語教育機関第三者評価実施要項(平成30年度版)
  - (2) 一般財団法人日本語教育振興協会第三者評価委員会規程
- 6. 評価の有効期間
  - · 3年

## 7. 留意事項

- (1) 申請に当たっては、平成30年6月19日付け日教振第61号「平成30年度日本語教育機関のための第三者評価事業の受審について(意向照会)」でお知らせしていますように、受審希望機関には7月中旬以降に説明会を予定しております。
  - なお、説明会の日程が決まりましたら、受審希望機関のみ御案内します。
- (2) 質問等については、メールのみ受け付けます。電話照会は、御遠慮ください。
- (3) なお,質問によっては回答に多少時間を要することがありますので,御了承願います。
- (4) 書類(上記2.(1)(2)(4)) は宅配便等で提出してください。

## 【本件照会先】

日本語教育振興協会 評価部

TEL: 03-5304-7815

FAX: 03-5304-7813

E-Mail: hyokabu@nisshinkyo.org